合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

また、甲は平成二十五年一月有限会社サポート昭和を商号変更し、株式会社サポート昭和を設立しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年一月三十日

秋田県潟上市昭和大久保字北野街道上五六番地一五

（甲）株式会社サポート昭和

代表取締役　鈴木　公悦

秋田県潟上市飯田川下蛇川字八ツ口四九番地二

（乙）有限会社シルバーサポート

取締役　鈴木　公悦

第8期決算公告

平成25年1月30日

秋田県潟上市昭和大久保字北野街道上56番地15

株式会社サポート昭和

（旧商号　有限会社サポート昭和）

代表取締役　鈴木　公悦

貸借対照表の要旨（平成24年2月29日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	11,395
	固定資産	27,817
	合計	39,212
負債及び純資産の部	流動負債	6,556
	固定負債	16,608
	株主資本	16,047
	資本金	3,000
	利益剰余金	13,047
	その他利益剰余金	13,047
	（うち当期純利益）	(3,181)
	合計	39,212

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社榛原（住所東京都新宿区赤城下町八八番地）に対して当社の計測記録紙・サプライ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十五年一月三十日

東京都中央区日本橋二丁目七番六号

株式会社榛原

代表取締役　中村　達男

第79期決算公告

平成25年1月30日　東京都中央区日本橋二丁目7番6号

株式会社榛原

代表取締役　中村　達男

貸借対照表の要旨　（平成24年2月29日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	555,498	流動負債	323,536
固定資産	119,212	固定負債	309,911
		（退職給付引当金）	(9,234)
		株主資本	35,065
		資本金	50,000
		資本剰余金	923
		その他資本剰余金	923
		利益剰余金	△ 15,858
		利益準備金	3,700
		その他利益剰余金	△ 19,558
		（うち当期純損失）	(49,128)
		評価・換算差額等	6,199
合計	674,711	合計	674,711

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十五年一月三十日から平成二十四年七月一日から九月三十日までとする。

平成二十五年一月三十日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

代表取締役　池田　憲人

1　支援決定を行った件数

三十三件

2　買取申込み等期間の延長を行った件数

該当なし

3　支援決定を撤回した件数

該当なし

4　買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額

買取決定を行った対象事業者の概要

一　宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社事務所及び倉庫が全壊、所有車両も大半が流出）

二　福島県浜通りの農事組合法人（津波により販売用の在庫が全て流出）

三　岩手県の水産加工業者（津波により設備が損壊し、倉庫内に保存していた在庫が全て流出）

四　岩手県の製造業者（震災により工場が全壊）

五　栃木県さくら市の飲食業者（震災により自宅兼店舗が全壊）

六　宮城県沿岸部の水産物加工品製造業者（津波により工場建物、生産施設等が損壊、在庫も流出）

七　福島県の総合建設業者（震災により事務所が一部損壊）

八　福島県の建設業者（津波により自宅兼事務所・作業所が全壊し、作業用車両も流出）

九　岩手県の宿泊業者（震災により設備が破損）

十　宮城県仙台市の医療福祉事業者（県内の施設が津波により全壊並びに一部損壊）

買取りに係る債権の元本総額

三十八億九千六百六十七万六千円

5　出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあっては、現物出資された債権の元本総額）

該当なし

6　対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

該当なし

7　一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

該当なし